

# 都市建設委員会審査日程表

日 時 平成 2 6 年 9 月 1 9 日 ( 金 )

午前 1 0 時 0 0 分 開議

場 所 第 3 ・ 4 委員会室

- |     |               |                                      |
|-----|---------------|--------------------------------------|
| 第 1 | 議案第 6 4 号     | 平成 2 5 年度流山市水道事業会計決算認定について           |
| 第 2 | 議案第 6 5 号     | 流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 3 | 議案第 6 2 号     | 平成 2 5 年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 4 | 議案第 6 6 号     | 流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 第 5 | 議案第 6 3 号     | 平成 2 5 年度流山市公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 6 | 議案第 6 1 号     | 平成 2 6 年度流山市公共下水道特別会計補正予算 ( 第 2 号 )  |
| 第 7 | 所管事務の継続調査について |                                      |

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年流山市条例第24号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第7条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要のある者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者（第4号及び第5号）に掲げる条件を具備する者）でなければならない。</p> <p>(1) 市内に1年以上住所又は勤務場所を有し、市税の滞納のない者であること。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次のいずれかに該当する場合 214,000円</p> <p>(ア) 入居者又は同居者に次項第2号から第4号まで並びに同項第6号及び第7号のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第7条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要のある者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者（第4号及び第5号）に掲げる条件を具備する者）でなければならない。</p> <p>(1) 市内に1年以上住所又は勤務場所を有し、市税の滞納のない者であること。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次のいずれかに該当する場合 214,000円</p> <p>(ア) 入居者又は同居者に次項第2号から第4号まで並びに同項第6号及び第7号のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係</p>

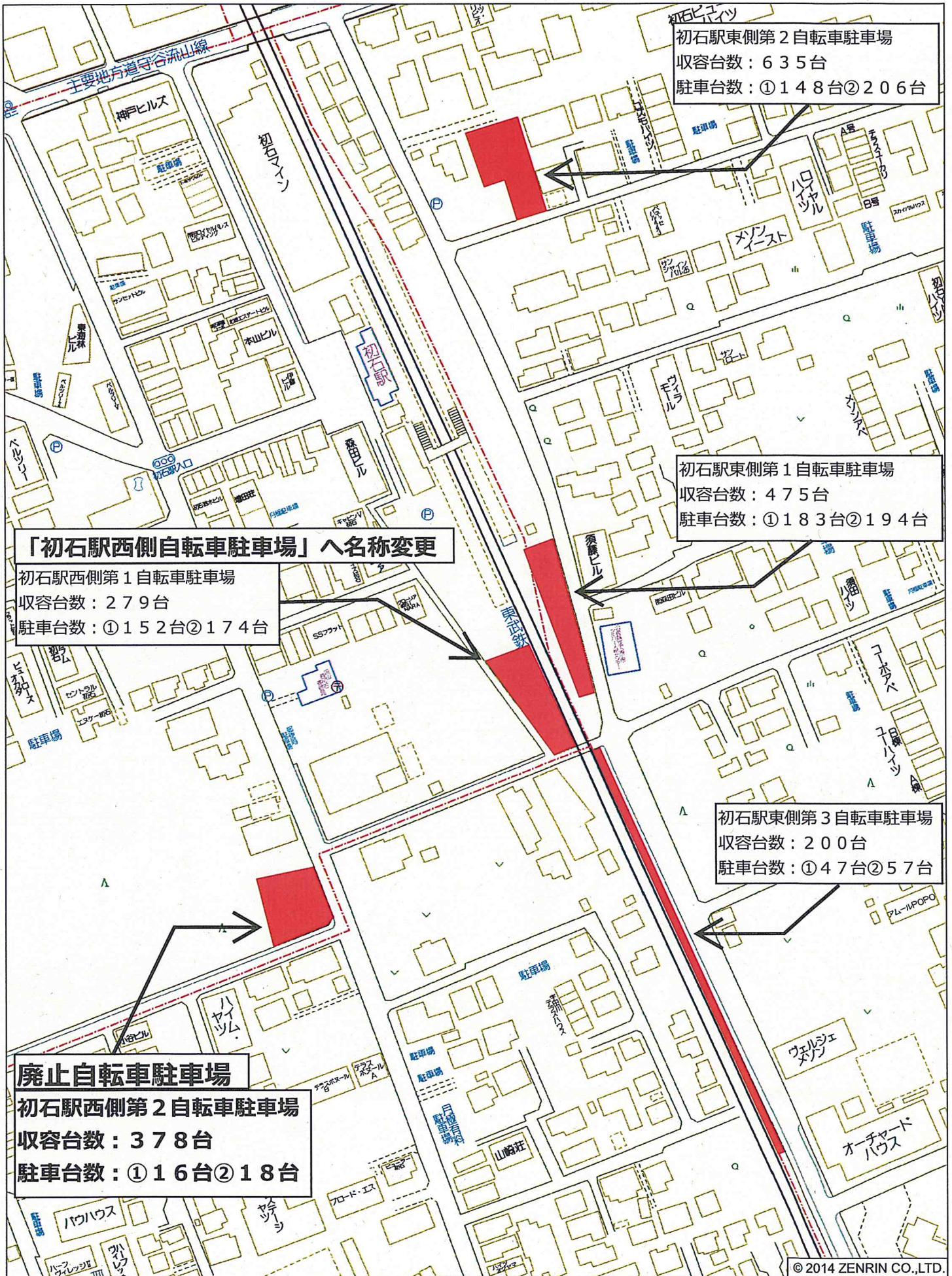
改正後	改正前
<p>るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円 (当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</p>	<p>るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円 (当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</p>
<p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p>	<p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p>
<p>2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1) 60歳以上の者 (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度 ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p>	<p>2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1) 60歳以上の者 (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度 ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p>

改正後	改正前
<p>(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p> <p>(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴</p>	<p>(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律  _____（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付  _____  _____  _____  _____  _____を含む。）を受けている者</p> <p>(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴</p>

改正後	改正前
<p>力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手若しくは当該関係にある相手であった者からの同条に規定する暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</p>	<p>力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手若しくは当該関係にある相手であった者からの同条に規定する暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</p>



初石駅周辺 自転車駐車場 位置図



初石駅東側第2自転車駐車場  
 収容台数：635台  
 駐車台数：①148台②206台

初石駅東側第1自転車駐車場  
 収容台数：475台  
 駐車台数：①183台②194台

「初石駅西側自転車駐車場」へ名称変更

初石駅西側第1自転車駐車場  
 収容台数：279台  
 駐車台数：①152台②174台

初石駅東側第3自転車駐車場  
 収容台数：200台  
 駐車台数：①47台②57台

廃止自転車駐車場  
 初石駅西側第2自転車駐車場  
 収容台数：378台  
 駐車台数：①16台②18台

※駐車台数はH26.7月中  
 ①第2週目②第4週目の任意の日の台数